

別表5 融資主体型補助整備事業 (第2の3の(1)関係)

事業種類	事業内容	事業実施主体	補助要件	補助率
融資主体型補助整備事業	<p>事業の対象は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>ただし、別表1のVの事業にあつては4(7)、別表1のⅢの事業にあつては5、別表1のⅡの事業にあつては6と一体的に実施するものに限るものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 耕種作物小規模土地基盤整備 <ol style="list-style-type: none"> (1) ほ場整備 (2) 園地改良 (3) 優良品種系統への新植・改植・高接 (4) 暗きょ施工 (5) 土壌土層改良 2 飼料作物作付け及び家畜放牧等条件整備 <ol style="list-style-type: none"> (1) 飼料作物作付条件整備 (2) 放牧利用条件整備 (3) 水田飼料作物作付条件整備 3 耕種作物共同利用施設整備 <ol style="list-style-type: none"> (1) 共同育苗施設 (2) 乾燥調製施設 (3) 穀類乾燥調製貯蔵施設 (4) 農産物処理加工施設 (5) 農産物直売施設 (6) 農産物交流施設 (7) 地域食材供給施設 (8) 集出荷貯蔵施設 (9) 産地管理施設 (10) 用土等供給施設 (11) 農作物被害防止施設 (12) 農業廃棄物処理施設 (13) 生産技術高度化施設 	<p>事業内容の欄の事業の実施主体は、次に掲げる者とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市町村 2 農業協同組合連合会 3 農業協同組合 4 公社 5 土地改良区 6 農事組合法人 7 農事組合法人以外の農業生産法人 8 特定農業団体 9 その他農業者の組織する団体(生産局長が別に定めるものをいう。) 10 特認団体(生産局長が別に定めるものをいう。) 	<p>補助要件は、次に掲げるとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地区事業と一体的に実施するものであること。 2 当該整備事業に要する費用に占める融資の割合が5割を超えるものであること。 3 受益農家及び事業参加者が原則として5戸以上であること。ただし、別表1のVの事業と一体的に実施する家畜排せつ物利活用施設については受益農家が3戸以上であること。 4 当該施設等の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれること。 5 生産局長が別に定める基準等を満たしていること。 6 生産局長が別に定める事項の確認が行われていること。 	<p>整備する施設等ごとの事業費の1/10以内</p>

- | | | | |
|--|--|--|--|
| (14) 種子種苗生産関連施設
(15) 有機物処理・利用施設
4 畜産物共同利用施設整備
(1) 産地食肉センター
(2) 家畜市場
(3) 食鳥処理施設
(4) 鶏卵処理施設
(5) 家畜飼養管理施設
(6) 自給飼料関連施設
(7) 家畜排せつ物利活用施設
5 国内産いもでん粉製造施設整備
(1) でん粉製造施設
(2) 廃棄物有価物化施設
6 有機農業共同利用施設整備
(1) 技術支援施設
(2) 有機種苗生産施設 | | | |
|--|--|--|--|